

マンホール蓋受枠事件：大阪地裁平 18(ワ)1304.平成 18 年 12 月 7 日判決 認容

〔キーワード〕

意匠の類似，意匠全体の美感，権利の濫用

〔主 文〕

- 1 被告は，別紙物件目録 1 - 1，物件目録 1 - 2，物件目録 2 - 1，物件目録 2 - 2 記載の各製品の製造，販売，若しくは販売の申出をしてはならない。
- 2 被告は，前項の各製品の半製品（前項の各物件目録記載の構造を具備しているがマンホール蓋受枠として完成するに至らないもの）並びに各製品の製造に用いる型を廃棄せよ。
- 3 被告は，原告に対し，628万8000円及びこれに対する平成18年2月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 原告のその余の請求を棄却する。
- 5 訴訟費用はこれを20分し，その1を原告の，その余を被告の負担とする。
- 6 この判決は，第1項及び第3項に限り，仮に執行することができる。

〔事 実〕

本件は，意匠権及び実用新案権を有する原告株式会社ライセンスプロパティコントロールが，被告北勢工業株式会社の製造販売するマンホール蓋受枠の意匠は上記意匠権に係る登録意匠に類似し，また同受枠は上記実用新案権に係る考案の技術的範囲に属するから，その製造販売等は上記各権利を侵害すると主張して，被告に対し，上記意匠権及び実用新案権に基づき，それらマンホール蓋受枠の製造販売等の差止め並びにそれらの半製品及び製造用金型の廃棄を，上記意匠権等侵害の不法行為に基づき，平成17年4月20日から平成18年1月31日までの間の原告の逸失利益568万8000円及び弁護士費用相当額100万円（合計668万8000円）の損害賠償及びこれに対する平成18年2月1日（上記損害算定期間の終期の翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求した事案である。

1 前提事実

(1) 原告は，平成17年4月20日，下記の意匠権等を，その権利者であった日之出水道機器株式会社（以下「日之出水道機器」という。）から信託による権利移転を受け，その旨の移転登録を行った。

ア 意匠権 1（以下「本件意匠権 1」といい，この登録意匠を「本件登録，意匠 1」という。）

出願日 平成3年6月24日

出願番号 意願平3 - 18931号
登録日 平成5年2月26日
登録番号 第868946号
意匠に係る物品 マンホール蓋受枠
類似意匠1 意願平3 - 18932号
類似意匠3 意願平3 - 18934号(甲10)
類似意匠4 意願平3 - 18935号(甲11)

イ 意匠権2(以下「本件意匠権2」といい、この登録意匠を「本件登録意匠2」という)。

出願日 平成6年2月4日
出願番号 意願平6 - 2499号
登録日 平成8年10月2日
登録番号 第971233号
意匠に係る物品 マンホール蓋受枠
類似意匠1 意願平7 - 38714号

ウ 実用新案権(以下、「本件実用新案権」といい、この考案を「本件考案」という。また、この実用新案登録出願の願書に添付された明細書を「本件明細書」という。)

出願日 平成3年6月24日
出願番号 実願平3 - 47694号
登録日 平成8年11月7日
登録番号 第2525650号
考案の名称 地下構造物用蓋受枠

実用新案登録請求の範囲

「地下構造物内へ昇降するのに使用する種々の器具を取り付けるための取付座を内周に沿って複数の位置に備える丸型蓋用の地下構造物用蓋受枠あって、前記取付座は、受枠の嵌合面を切削加工するのにチャッキング可能な最小限度の突き出し長さの弓形状で且つ前記受枠の中心側に臨む弦を前記受枠の中心線と直交する直線状とした平坦な棚部と、前記弦の略中央部分で前記棚部の上部に形成され且つ前記器具を係合することのできる突起状の係止部とからなることを特徴とする地下構造物用蓋受枠」

(2) 被告は、別紙物件目録1 - 1, 物件目録1 - 2, 物件目録2 - 1, 物件目録2 - 2記載の各マンホール蓋受枠を製造販売している(以下、これらの製品を、順に「イ号製品」「イ号製品」「ロ号製品」「ロ号製品」といい、総称して「被告製品」という。)

(3) イ号製品 及びロ号製品 は、本件考案の「最小限度の突き出し長さの弓形

状」以外の構成要件を充足する。

イ号製品 及びロ号製品 は、本件考案の技術的範囲に属する。

(4) 被告は、平成17年4月20日から平成18年1月31日までの間に、被告製品を、原告の実施許諾を受けずに合計711個製造販売し、合計568万8000円の利益を得た。

2 争点

(1) 権利侵害の有無

ア イ号製品 の意匠は、本件登録意匠1に類似するか。

イ ロ号製品 の意匠は、本件登録意匠2に類似するか。

ウ イ号製品 及びロ号製品 は、本件考案の「最小限度の突き出し長さの弓形状」の要件を充足するか。

(2) 被告の抗弁

原告の本件請求は権利の濫用か。

(3) 損害額

〔判 断〕

1 争点(1)ア(イ号製品 の意匠と本件登録意匠1との類否)について

(1) イ号製品 の意匠と本件登録意匠1とが、被告が指摘する受座の接合部、先端部及び底面並びに受枠本体の開口内周部で受座に対面する部分の相違点を除き、同一であることは当事者間に争いが無い。

(2) 証拠(甲2)及び別紙物件目録1-1及び同1-2によれば、イ号製品 の意匠と本件登録意匠1との間には、上記被告の指摘する相違があることが認められる。

しかし、それらの相違は、いずれも微小な部分についてのわずかな相違にすぎず、それによって意匠全体の美感を異にするに至るものとは認められない。

したがって、イ号製品 の意匠と本件登録意匠1とは類似するというべきである。

2 争点(1)イ(ロ号製品 の意匠と本件登録意匠2との類否)について

(1) ロ号製品 の意匠と本件登録意匠2との類否について

ア 証拠(甲5)及び別紙物件目録2-1によれば、両意匠は次の点で相違し、その余は一致していることが認められる。

(ア) 平面視

a ドーナツ状の受枠本体の表面左右両側に各5区分された模様形状において、本件登録意匠2では、その区分された各1区画内が一体とされているのに対し、ロ号製品 の意匠では各1区画内がさらに区分されている(例として別紙「意匠比較2」の2。)

b 受枠本体の開口部に設けられた受座の模様形状が、前述のイ号製品 の意匠と本件登録意匠 1 との相違点と同様に異なる（別紙「意匠比較 2」の 3。）

c 受枠本体の開口内周部で受座に対面する部分の模様形状が、前述のイ号製品 の意匠と本件登録意匠 1 との相違点と同様に異なる（別紙「意匠比較 2」の 4。）

(イ) 底面視

a 口号製品 の意匠ではドーナツ状の受枠本体の表面左右両側に 2 段の台形状の模様形状が 10 個ずつ並べられているのに対し、本件登録意匠 2 ではそのような模様形状が存しない（例として別紙「意匠比較 2」の 5。）

b 受枠本体の開口部に設けられた受座の模様形状が、前述のイ号製品 の意匠と本件登録意匠 1 との相違点と同様に異なる（別紙「意匠比較 2」の 6。）

(ウ) 正背面視

a 受枠本体の立設部と周縁部との間に設けられたリブが、本件登録意匠 2 では屈曲しているのに対し、口号製品 の意匠では屈曲していない（例として別紙「意匠比較 2」の 7。）

b 受枠本体の立設部中央の四角様の模様形状の上端線が、本件登録意匠 2 では直線であるのに対し、口号製品 の意匠では下方に湾曲している（別紙「意匠比較 2」の 1。）

(エ) 左右側面視

(ウ) a と同様の相違がある（例として別紙「意匠比較 2」の 8）

イ 他方証拠（甲 6）によれば、次の点で本件登録意匠 2 と異なる意匠が、本件登録意匠 2 の類似意匠 1 として登録されていることが認められる。

(ア) 平面視

a ドーナツ状の受枠本体の表面左右両側に各 5 区分された模様形状が、口号製品 の意匠におけるもの（前記ア(ア) a）と同一のものとなっている（例として別紙「意匠比較 2」の 2。）

b 受枠本体の開口部に設けられた受座が存しない。

(イ) 底面視

a ドーナツ状の受枠本体の表面左右両側に、口号製品 の意匠の前記ア(イ) a と同様に、2 段の台形状の模様形状が 10 個ずつ並べられている（例として別紙「意匠比較 2」の 5。）

b 受枠本体の開口部に設けられた受座が存しない。

(ウ) 正背面視

受枠本体の立設部と周縁部との間に設けられたリブが、口号製品 の意匠の前記ア(ウ) a と同様に、屈曲していない（例として別紙「意匠比較 2」の 7。）

(エ) 左右側面視

(ウ)と同様の相違がある(例として別紙「意匠比較2」の8。)

ウ 以上に基づき検討する。

(ア) まず、本件登録意匠2と口号製品 の意匠の相違点のうち、前記ア(ア) b及びc並びにア(イ) cについては、先に本件登録意匠1とイ号製品 の意匠との類否の検討の項で述べたとおり、いずれも微小な部分についてのわずかな相違にすぎず、それによって意匠全体の美感を異にするに至るものとは認められない。

また、前記ア(ウ) bの相違点についても同様のことがいえる。

(イ) また、上記以外の相違点については、受座の有無を除き、いずれも類似意匠1に見られるものである。

(ウ) そうすると、口号製品 の意匠は、実質的には類似意匠1に受座を付したものであることができ本件登録意匠2に対する類似度としては受座がある分だけ類似意匠1よりも高いものであるといえる。

したがって、類似意匠1を踏まえると、口号製品 の意匠は本件登録意匠2に類似するというべきである。

これに対し被告は、受座の有無は意匠の類否に影響しないとはいえないと主張し、この趣旨は、類似意匠1の本件登録意匠2との類似性を疑問視する趣旨とも解される。しかし、前記のような相違点を有する類似意匠1が登録されたことは、後に言及する本件登録意匠1について類似意匠1、3及び4が登録されたことと整合性を有するものであって、それにもかかわらず類似意匠1の登録が誤りであると認めることはできない。

(2) 口号製品 の意匠と本件登録意匠2との類否について

ア 口号製品 の意匠は、口号製品 の意匠から、さらに手握部を除いたものである。

イ ところで、証拠(甲2、3、10及び11)によれば、本件登録意匠1では受座の内周に受座とその左右の手握部が設けられているところ、その類似意匠1ではそのうち手握部がないものが、類似意匠3では受座がないものが、類似意匠4では受座と手握部の双方がないものが、それぞれ類似意匠として登録されていることが認められる。

この本件意匠権1に関する各類似意匠を踏まえると、マンホール蓋受座の意匠においては、一般的には、受座本体の付属品というべき受座及び手握部の存否は、少なくともそれらが通常の形状を有する限り、意匠全体の類否判断には影響しないものと認められるところ、本件登録意匠2に関する類否判断についても、これと異なる判断をすべき事情の存在を窺うことはできない。

したがって、口号製品 の意匠は、本件登録意匠2と類似するというべきである。

3 争点(1)ウ(イ号製品 及び口号製品 の本件考案の構成要件充足性)について

(1) 証拠(甲8)によれば、本件明細書には次の記載があることが認められる。

ア 従来の技術の項（【0002】から【0005】）

地下構造物には...蓋本体が設けられ...この蓋本体を開口部と蓋本体の受面とを有する蓋受枠によって支持する構造となっている。

この受枠には、設置後も、切削加工時にチャック等で掴むために設けた突出部が受枠の内周面に3、4か所等間隔にかつ局部的に突出されたままとなっている。近來、この受枠においては、蓋本体を支持するという受枠本来の機能に加え、維持管理のために地下構造物内に入出入りする際に、種々の機能を有する器具を取付けることが行われるようになった。例えば、蓋受枠に転落防止或いは昇降用としての梯子を取付けるのがその一例であり、蓋本体を受け支える受枠の開口部内周面に左右一対の取付部及び載置片を突出し、この取付部に取付け脚を有する転落防止用梯子を立設したり、載置片上に倒伏させるようにしている。

イ 考案が解決しようとする課題の項（【0006】から【0008】）

...上述した受枠は、受枠の開口部内周面に切削加工時にチャック等で掴む突出部の他に、左右一対の取付部及び載置片を突出した状態で設けている。このため、地下構造物内で昇降すると、この局部的に突出した突出部や載置片に作業者の着衣を引っ掛けたり、あるいは頭部や背中等を打ち当てるなど、昇降の際の邪魔になり安全な作業の阻害要因となっている。

また、左右一対の取付部及び載置片であるために、取付方向を変更することができなかった。

本考案は、地下構造物用蓋受枠におけるこのような問題点を解消するものであり、地下構造物内での作業者の安全な昇降を確保しながら、しかも受枠の切削加工時にチャック等で掴む取付座に転落防止や昇降用の梯子を取付けることが可能な地下構造物用蓋受枠を得ることを目的とする。

ウ 作用の項（【0010】及び【0011】）

本考案の地下構造物用蓋受枠にあつては、受枠の内周面に設けた切削加工時の取付座をそのまま利用して受枠設置後に種々の器具を取付けることができる。

また、取付座の棚部は、受枠の嵌合面を切削加工する際にチャッキングすることができる最小限度の突き出し長さの弓形状で且つ受枠の中心側に臨む弦を受枠の中心線と直交する直線状としている。このため、取付座の弦の中央からずれていくに従って受枠の中心から取付座の弦までの距離は長くなり、これによって複数の取付座を受枠の内周に設けていても、取付座の中央部分だけが受枠の開口面積を最小に絞る形状となるだけであり、作業者が地下構造物内で昇降する際に邪魔になることがなくなる。そして取付座の係止部は、弦の略中央部分で棚部の上部に突起状に形成しているので、器具を容易に係合させることができ、また浸入水や土砂等が棚部に堆積した場合も容易に取り除くことができるので、地下構造物内で昇降する際に使用する種々の器具を迅速且つ確実に取り付けることができる。

エ 実施例を示す図1では、弓形状の取付座7のほかに、受枠本体の開口円の内側に向かって蝶番機構3が突出しているものが記載されている。

(2) このような記載からすると、本件考案は、従来の受枠では、切削加工時にチャック等で掴む突出部と、梯子等の器具を取り付ける取付部及び載置片が、それぞれ受枠本体の開口部内周面に突出した状態で設けられていたことから、作業者の昇降の際の邪魔になっていたという問題点を解決することを課題の一つとし、その解決のために、切削加工時にチャック等で掴む部位と器具を取り付ける部位を兼用させ、かつその形状を開口部内周面に沿った弓形状とすることとしたものであると認められる。そして、本件考案は、このように切削加工時にチャック等で掴む部位と器具を取り付ける部位とに着目し、従来技術においてそれらが抱える問題点を解決したものであるから、切削加工時にチャック等で掴む部位と器具を取り付ける部位とが本件考案の「取付部」としての構成を具備する限り、本件考案がその対象とした課題は解決され、それによる作用効果を奏しているものであり、他に別の用途での突出部が開口部内周面に存するとしても（例えば前記図1における蝶番機構3のように、本件考案の構成要件を充足することに消長を来さないものと解するのが相当である。

しかるところ、別紙物件目録1-1及び同2-1によると、イ号製品及びロ号製品においては、平坦な棚部(108)は「受枠の嵌合面を切削加工するのにチャッキング可能な最小限度の突き出し長さの弓形状」を具備しているものと認められるから、手握部を具備しているとしても、本件考案の技術的範囲に属するものというべきである。

4 争点(2)（権利濫用）について

(1) 被告は、原告による本件請求は、原告の関連会社である日之出水道機器による独占禁止法違反行為の一環としてなされたものであると主張するところ、日之出水道機器の行為が独占禁止法違反に当たるとする要点は、日之出水道機器は、その営業活動によって地方公共団体から日之出仕様を標準仕様とする指定を得る一方で、同業他社に対して本件各意匠権等を実施許諾するにあたり、その製造販売数量を取り決め、それを超過する数量については日之出水道機器に製造委託させることによって、マンホールの価格と数量をコントロールしてきたという点にある。

(2) そこでまず、日之出水道機器ないし原告による同業他社への実施許諾の状況について見ると、本件においては、日之出水道機器ないし原告と同業他社との間の実施許諾契約の内容を直接確認し得る証拠は提出されていないが、平成17年に原告が被告に対して提示した実施許諾契約の案(乙9)からすると、同業他社との実施許諾契約において、許諾の条件とされた主たるものは、次のようなものであると推認される。

a 被許諾者が地方公共団体との直接契約によらないで受注する場合

日之出水道機器ないし原告は、本件意匠権等を実施許諾するにあたり、被許諾者

が指定業者となった対象事業ごとに、被許諾者が契約期間内に製造し、販売することのできる製品の数量（許諾数量）を決定する。

被許諾者が許諾数量の範囲内で製品を製造販売する場合には、日之出水道機器ないし原告は一切の対価を請求しない。

被許諾者が許諾数量を超えて製品を販売する場合には被許諾者はその超過数量相当の製品の製造を原告に委託するものとし、日之出水道機器ないし原告は、被許諾者のブランドを付した製品を被許諾者に供給するものとする。

b 被許諾者が地方公共団体との直接契約によって受注する場合

被許諾者は、通常実施権の対価として、その受注したうちの25%相当数量の製品の製造を日之出水道機器ないし原告に委託するものとする。

このような契約内容からすると、日之出水道機器ないし原告が行う実施許諾契約においては、上記aの場合には、許諾数量上限に達するまで本件意匠権等の実施を無償とする反面、許諾数量を超過する分については、日之出水道機器ないし原告が被許諾者から超過数量相当分の製造委託を受け、それによる日之出水道機器ないし原告の利益相当額を本件意匠権等の実施に対する実施料とし、上記bの場合には、日之出水道機器ないし原告が被許諾者からその受注数の25%相当数量の製造委託を受け、それによる日之出水道機器ないし原告の利益相当額を本件意匠権等の実施に対する実施料としたものであるということが出来る。

(3) 以上にに基づき検討する。

ア 独占禁止法21条は「この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。」と規定している。この趣旨は、特許権は、業としての特許発明の実施の独占権であり（特許法68条）、実用新案権、意匠権等もこれと同様の実施の独占権であること（実用新案法16条、意匠法23条等）から、特許権等の権利行使と認められる場合には、独占禁止法を適用しないことを確認的に規定したものであるが、外形上は特許権等の行使とみられる行為であっても、発明等の創作を奨励し、産業の発達に寄与することを目的（特許法1条、実用新案法1条、意匠法1条）とする特許制度等の趣旨を逸脱し、又は上記目的に反するような不当な権利行使については、独占禁止法の適用が除外されるものではないと解される。

イ この観点から検討するに、上記のとおり、意匠権等は、業としての登録意匠等の実施の独占権であり、実施許諾というものは、そのような独占権を被許諾者に対して一部解除し、同時にその対価を徴収するというものであるから、実施許諾の範囲をどのようなものとするか、また対価の定め方をどのようなものとするかは、本来、意匠権者等が自由に決定し得る性質の事柄である。したがって、実施許諾契約において、上記認定のように許諾数量や実施料を定めることは、そのような定め方それ自体としては、意匠権等の行使として格別不合理なものとはいえない。

もっとも、弁論の全趣旨によれば、多数の地方公共団体においては、本件の意匠権等に係る日之出仕様のマンホールをその標準仕様として指定していることが認められるところ、このような地方公共団体においては、日之出水道機器ないし原告は、本件意匠権等の実施許諾を通じてマンホール市場を支配し得る地位にある。したがって、このような地方公共団体において、日之出水道機器ないし原告が、本件意匠権等に基づく市場支配力を背景に、上記のような許諾数量の制限等を通じて市場における実質的な需給調整を行う場合には、具体的事情によっては、独占禁止法上の問題が生じ得る可能性がある。

しかし、本件では、そのような状況を認めるに足りる証拠はない。被告は、日之出水道機器ないし原告が同業他社との実施許諾契約において許諾数量を決定するにあたっては、地方公共団体からのマンホールの受注数量を予測した上で、その25%を自己のシェア分として確保し、残る75%を他のマンホール業者に割り当てる形でなされていると主張するが、本件においてその事実を認めるに足りる証拠はない。また、仮に日之出水道機器ないし原告がこのような方式で同業他社への許諾数量を決定しているとしても、前記のような許諾数量によって同業他社が制限されるのは自社製品の製造販売数量にとどまり、それを超える分についても日之出水道機器ないし原告から供給を受けて販売することができる点で、同業他社が受注し得る数量には特段の限定がないといえるのであるから、上記のような方式で許諾数量を決定することが、それを取り巻く具体的事情が全く明らかでないにもかかわらず、直ちに価格調整や需給調整を行っているに等しいということとはできない。

この点について被告は、日之出仕様を標準仕様として指定している地方公共団体におけるマンホールの単価が、そうでない地方公共団体におけるマンホールの単価よりも異常に高くなっており、日之出仕様を標準仕様とすることを取りやめた地方公共団体ではマンホールの単価が低下したと主張する。しかし、日之出仕様を標準仕様としている地方公共団体においては、同業他社は本件意匠権等の実施料を負担しなければならないのであるから、その単価が、その負担が不要である他の地方公共団体における単価と比べて高額になることは当然のことである。また、仮に被告の主張する価格差が、このような実施料の負担の有無によっては説明できない程度のものであるとしても、地方公共団体からの受注は多くの場合入札によって行われるのであるから、それにもかかわらず単価が高額になる事情については、種々の可能性が考えられるのであって、その間の事情が何ら明らかでないにもかかわらず、前記のような方式での許諾数量の決定が、直ちに価格調整や需給調整を行っているに等しいということとはできない。

(4) さらに被告は、日之出水道機器と被告が、平成16年までは、毎年8月にライセンス契約を締結していたのに、平成17年に原告と実施許諾契約を締結しようとしたところ、許諾数量を厳しく制限されたために契約を締結することができなかつ

たと主張する。しかし、許諾数量の制限と価格調整、需給調整との関係が明らかでない以上、このような事情をもって、日之出水道機器ないし原告が本件意匠権等の濫用的な行使をしているということとはできない。

また、被告は、平成17年も、同年8月のライセンス契約締結までに被告が生産した数量については、すべてその8月のライセンス契約でカバーできるとの前提で生産を継続したとも主張する。しかし、ライセンス契約を締結していない時に生産した物は、権利侵害品であって、これについて、前年までは、後のライセンス契約の合意内容によって遡ってライセンスの対象とされていたという事情があるとしても、そのことを、結局ライセンス契約が成立しなかった場合にまで、その侵害品に対する権利行使が妨げられる事情とすることはできない。

(5) 以上によれば、日之出水道機器ないし原告が本件意匠権等を濫用した独占禁止法違反の行為を行っているとは認められず、また本件がそのような行為の一環であるとも認められないから被告の権利濫用の主張は理由がない

5 争点(3) (損害額) について

(1) 証拠(甲12, 13)及び弁論の全趣旨によれば、原告は本件各意匠権に係る登録意匠に類似する意匠及び本件実用新案権に係る考案を実施していると認められる。したがって意匠法39条2項、実用新案法29条2項の適用により、被告製品の製造販売によって被告が受けた利益の額が原告の受けた損害の額と推定されるところ、その額は合計568万8000円(前記前提事実(4))である。

(2) また、本件に現れた一切の事情を考慮すると、本件での弁護士費用相当額は60万円とするのが相当である。

(3) 被告は、平成17年のマンホールの製造販売は、従前と同様に同年8月に実施許諾契約が成立するとの前提で、いったん適法に市場に流通したものであると主張する。しかし、ライセンス契約を締結していない時に生産した物は権利侵害品であって、これについて適法に市場に流通したということとはできないのであって、この理は、前年までは個別のライセンス契約の合意内容によって遡ってライセンスの対象とされていたとしても変わるものではない。その他、本件全証拠によっても、過失相殺をすべき事情を認めることはできない。

(4) したがって、本件で原告が被告に対して請求し得る損害賠償の額は、合計628万8000円となる。

6 まとめ

以上によれば、原告の被告に対する被告製品の製造販売等の差止請求(主文1項)及び半製品等の廃棄請求(主文2項)は理由があり、また原告の被告に対する損害賠償請求(主文3項)は主文掲記の限度で理由がある。なお、仮執行宣言は、主文1項及び3項についてのみ付するのが相当である。

よって、主文のとおり判決する。

〔論 説〕

1．本件意匠権及び実用新案権は、元権利者から信託による権利移転を受けた原告が、被告による各権利侵害行為に対して保護を求めた事案であり、比較的珍しい事案といえるが、今後はこのようなケースが増えるかも知れない。

2つの意匠権のうち、本件意匠権1には4件の類似意匠の意匠権が付随していたし、本件意匠権2には1件の類似意匠の意匠権が付随していたから、本件登録意匠の類似範囲の画定のためには参照できる意匠として有効な存在であったといえる。

2．裁判所は、原告の本件登録意匠と被告のイ号・ロ号の各製品の意匠との類否判断において、意匠全体の美感の異同を見ているが、美感の異同だけでは妥当な判断をしたとはいえない。判断は、意匠全体を構成する各部の形態についての創作の異同に根拠を置くものでなければ、意匠の類否判断をしたことにはならない。

したがって、意匠の類否判断をするためには、筆者が常に述べるように、美感や印象から入って、創作体の何たるかを周知・公知の形態を通して把握し、しかる後に被告意匠に対し創作の要部の具備の有無をもって判断するのが良識というものである。

本件の場合には結果的には同じ結論になり得るかも知れないが、判断の論理は違うのである。

3．争点2は、被告が抗弁として主張した原告の行為の独禁法違反に基く権利濫用論であったが、被告の証拠からはそれは立証できなかつたとして排斥された。

しかし、特許権や意匠権は本来独占排他的効力を有する権利ではあるけれども、特許法や意匠法の目的条項（1条）に反するような不当な権利行使が行われた場合には、独禁法の適用が除外されるものではない。これは、実施許諾契約において、許諾数量や実施料などの定め方に疑われるような条項があった場合や価格調整や需給調整を行うような場合に起る問題である。

しかし、本件ではそのような事態は起っていないと認定され、被告の権利の濫用の主張は理由がないとされた。

4．損害額の算定は、意匠法39条2項と実用新案法29条2項の適用により、被告が受けた利益額は原告の受けた損害額と推定されると認定した。また、弁護士費用は60万円を相当と認定された。

〔牛木 理一〕